

令和7年9月25日

筑紫法人会会員の皆様へ
(給与・会計担当の方へ)

筑紫税務署長 元松 利孝

「源泉所得税のキャッシュレス納付」のお願い

秋分の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。筑紫法人会の会員の皆様方におかれましては、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けた施策の一つとして「キャッシュレス納付の推進」に取り組んでいるところ、金融機関等に出向くことなく会社や自宅から納税することができるということは、業務の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減にもつながると考えております。ぜひ、筑紫法人会会員の皆様のご利用をお願いいたします。

なお、本年3月に国税庁ホームページ内に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」が開設され、所得税徴収高計算書（納付書）の作成・送信・キャッシュレス納付という一連の流れを画面操作で体感することができますので、次頁のチラシ記載の二次元コードからアクセスしていただき、会社や自宅から納税することができる便利さを体験していただきますようお願いいたします。

給与・会計担当の方 必見!!

使ってみたら**便利**です！ キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付 3大メリット!!

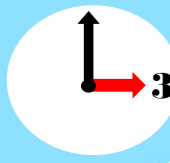
メリット1

お出かけ不要！
待ち時間なし！



メリット2

15時過ぎても
大丈夫！



メリット3

操作は、
簡単・明快！



あなたに適したキャッシュレス納付が選べます

ダイレクト納付

即時（又は指定した期日）に、届出口座から
振替により納付する方法

納付日を指定できる
唯一の納付方法

Direct

インターネットバンキング

インターネットバンキング
口座等から納付する方法

口座があれば
即利用可能

Internet
Banking

振替納税 ※個人の方のみ利用可能

Direct Debit

スマホアプリ納付

App

クレジットカード納付

Credit

各キャッシュレス納付の
詳細はコチラ

(福岡局HP) →



ダイレクト納付の詳細はコチラ
操作マニュアルもあります!!

(福岡局HP) →



イチオシ!!

特に **源泉所得税** は、キャッシュレスがオススメ!!

どなたでも利用可能な **体験コーナー** あります!!
まずは気軽に体験してみませんか?



(e-Tax HP)



住民税をはじめとする地方税も

eLTAXでキャッシュレス!!



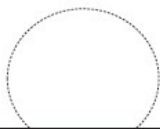
(eLTAX HP)



福岡国税局・税務署

07.07

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

住所 (氏名)	(〒 -) 電話 ()										(金融機関お届け印)	
	(申告納税地)											
口座名義名 [法人名及び 代表者氏名]	(フリガナ)										[印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。]	
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協										本店・支店 本所・支所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備			口座番号 (ゆうちょ銀行以外)								
ゆうちょ銀行	記号番号					-						

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

1 金融機関番号エラー

2 整理番号等未登録

3 重複入力

4 口座情報不完全

5 その他

入力訂正入力送付登録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

[illegible]